

浜松市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）（以下「合併特例法」という。）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求に必要な法定署名数は次のとおりである。

令和8年6月1日

浜松市選挙管理委員会委員長 原 拓也

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに合併特例法第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

12,789 人

- 2 合併特例法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

106,570 人

- 3 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

173,236 人

- 4 地方自治法第80条第1項及び第86条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

中央区 148,609 人

浜名区 42,074 人

天竜区 7,182 人